

令和5年3月31日

建設業者等各位

弘前市総務部契約課

令和5年度の入札・契約制度について

令和5年度の入札・契約制度について、前年度からの主な変更点を下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 同日落札制限の運用見直しについて

契約課を契約窓口として発注する建設工事及び建設関連業務の入札において実施している同日落札制限について、開札後に速やかに落札候補者を決定・公表することを目的として、次のとおり運用の見直しを行います。

【見直し内容】

同じ日に開札を行う同じ工種の入札で落札者又は落札候補者となった者のその日に行う他の入札を無効として取り扱います。(落札者又は落札候補者となった場合、同じ日の他の入札で落札者又は落札候補者となることはできません。)

【適用日】

令和5年4月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用します。

※見直し内容の詳細は、弘前市役所のホームページ（[ホーム](#) > [市政情報](#) > [入札・契約](#) > [お知らせ](#) > [同日落札制限の運用見直しについて](#)）をご覧ください。

2. 総合評価落札方式において評価対象とする技術者について

市が発注する工事に配置する技術者（主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者。以下同じ。）について、市の総合評価落札方式で当該工事の従事実績として評価対象とする技術者は原則として1名とし、例外的にJV（共同企業体）方式で発注する工事の場合で技術者を複数名配置する必要がある場合は、各社最大2名までを当該工事の従事実績として市の総合評価落札方式で評価対象とする取り扱いとします。

【適用日】

令和5年3月13日から適用し、現在施工中の工事も含みます。

担当：契約課契約係
電話：0172-35-1137